

平成28年3月17日（木曜日）

議事日程第4号

平成28年3月17日（木曜日）午前10時開議

第1. 議案の訂正について

第2. 追加提出議案の説明

議案第84号及び議案第85号 2件

第3. 議案第84号 由利本荘市副市長の選任について

第4. 議案第85号 由利本荘市小友財産区管理委員の補欠の委員の選任について

第5. 委員長審査報告

第6. 議案第4号 由利本荘市職員の退職管理に関する条例の制定について

第7. 議案第5号 由利本荘市行政不服審査法に基づく手数料条例の制定について

第8. 議案第6号 由利本荘市行政改革に伴う人件費平準化基金条例の制定について

第9. 議案第7号 由利本荘市犯罪被害者等見舞金支給条例の制定について

第10. 議案第8号 由利本荘市組織条例の一部を改正する条例案

第11. 議案第9号 由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第12. 議案第10号 由利本荘市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案

第13. 議案第11号 由利本荘市特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案

第14. 議案第12号 由利本荘市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案

第15. 議案第13号 由利本荘市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

第16. 議案第14号 由利本荘市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

第17. 議案第15号 由利本荘市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案

第18. 議案第16号 由利本荘市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

第19. 議案第17号 由利本荘市情報公開条例及び由利本荘市個人情報保護条例の一部を改正する条例案

第20. 議案第18号 由利本荘市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案

第21. 議案第19号 由利本荘市特別会計条例の一部を改正する条例案

第22. 議案第20号 由利本荘市納税等に係る公平性の確保に関する条例の一部を改正する条例案

- 第 23. 議案第 21 号 由利本荘市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 24. 議案第 22 号 由利本荘市税条例等の一部を改正する条例案
- 第 25. 議案第 23 号 由利本荘市学童保育施設条例の一部を改正する条例案
- 第 26. 議案第 24 号 由利本荘市法定外公共用財産の使用等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 27. 議案第 25 号 由利本荘市河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例案
- 第 28. 議案第 26 号 由利本荘市簡易水道等設置条例の一部を改正する条例案
- 第 29. 議案第 27 号 由利本荘市集落排水施設条例の一部を改正する条例案
- 第 30. 議案第 28 号 由利本荘市ポートプラザ「アクアパル」条例の一部を改正する条例案
- 第 31. 議案第 29 号 由利本荘市体育館条例の一部を改正する条例案
- 第 32. 議案第 30 号 由利本荘市運動公園条例の一部を改正する条例案
- 第 33. 議案第 31 号 由利本荘市ガス供給条例の一部を改正する条例案
- 第 34. 議案第 32 号 由利本荘市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例案
- 第 35. 議案第 33 号 由利本荘市火災予防条例の一部を改正する条例案
- 第 36. 議案第 34 号 由利本荘市由利本荘ブロードバンドネットワーク条例等を廃止する条例案
- 第 37. 議案第 35 号 由利本荘市本荘あすなろ児童遊園条例を廃止する条例案
- 第 38. 議案第 36 号 由利本荘市石脇コミュニティセンター等基金条例を廃止する条例案
- 第 39. 議案第 37 号 由利本荘市立大内中学校セミナーハウス条例を廃止する条例案
- 第 40. 議案第 38 号 由利本荘市セミナーハウス条例を廃止する条例案
- 第 41. 議案第 39 号 財産の無償譲渡について
- 第 42. 議案第 40 号 由利本荘市過疎地域自立促進計画の策定について
- 第 43. 議案第 41 号 由利本荘市過疎地域自立促進計画の変更について
- 第 44. 議案第 42 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 45. 議案第 43 号 平成 28 年度由利本荘市下水道事業特別会計への繰入れについて
- 第 46. 議案第 44 号 平成 28 年度由利本荘市集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 第 47. 議案第 45 号 平成 28 年度由利本荘市簡易水道事業特別会計への繰入れについて
- 第 48. 議案第 46 号 平成 28 年度由利本荘市スキー場運営特別会計への繰入れについて
- 第 49. 議案第 48 号 平成 27 年度由利本荘市一般会計補正予算（第 14 号）
- 第 50. 議案第 49 号 平成 27 年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 51. 議案第 50 号 平成 27 年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 52. 議案第 51 号 平成 27 年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算（第 4 号）

- 第53. 議案第52号 平成27年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算(第2号)
- 第54. 議案第53号 平成27年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算(第6号)
- 第55. 議案第54号 平成27年度由利本荘市地域情報化事業特別会計補正予算(第4号)
- 第56. 議案第55号 平成27年度由利本荘市奨学資金特別会計補正予算(第1号)
- 第57. 議案第56号 平成27年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)
- 第58. 議案第57号 平成27年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 第59. 議案第58号 平成27年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算(第4号)
- 第60. 議案第59号 平成27年度由利本荘市簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 第61. 議案第60号 平成27年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算(第1号)
- 第62. 議案第61号 平成27年度由利本荘市小友財産区特別会計補正予算(第1号)
- 第63. 議案第62号 平成27年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計補正予算(第1号)
- 第64. 議案第63号 平成27年度由利本荘市水道事業会計補正予算(第2号)
- 第65. 議案第64号 平成27年度由利本荘市ガス事業会計補正予算(第3号)
- 第66. 議案第65号 平成28年度由利本荘市一般会計予算
- 第67. 議案第66号 平成28年度由利本荘市国民健康保険特別会計予算
- 第68. 議案第67号 平成28年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計予算
- 第69. 議案第68号 平成28年度由利本荘市診療所運営特別会計予算
- 第70. 議案第69号 平成28年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計予算
- 第71. 議案第70号 平成28年度由利本荘市情報センター特別会計予算
- 第72. 議案第71号 平成28年度由利本荘市奨学資金特別会計予算
- 第73. 議案第72号 平成28年度由利本荘市下水道事業特別会計予算
- 第74. 議案第73号 平成28年度由利本荘市集落排水事業特別会計予算
- 第75. 議案第74号 平成28年度由利本荘市簡易水道事業特別会計予算
- 第76. 議案第75号 平成28年度由利本荘市スキー場運営特別会計予算
- 第77. 議案第76号 平成28年度由利本荘市小友財産区特別会計予算
- 第78. 議案第77号 平成28年度由利本荘市北内越財産区特別会計予算
- 第79. 議案第78号 平成28年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計予算
- 第80. 議案第79号 平成28年度由利本荘市水道事業会計予算
- 第81. 議案第80号 平成28年度由利本荘市ガス事業会計予算
- 第82. 議案第81号 平成27年度由利本荘市一般会計補正予算(第15号)
- 第83. 議案第82号 平成27年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算(第6号)

- 第84. 議案第83号 平成27年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算(第5号)
- 第85. 陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める意見書提出についての陳情
- 第86. 陳情第2号 全国一律最低賃金制度の実現を初め、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書提出についての陳情
- 第87. 陳情第3号 労働時間と解雇の規制強化を求める意見書提出についての陳情
- 第88. 陳情第4号 平和安全保障関連法の廃止を求める意見書提出についての陳情
- 第89. 継続審査中の平成27年陳情第16号 憲法違反の安全保障関連法を廃止するよう関係機関への意見書提出を求める陳情
- 第90. 継続審査について
 継続審査中の平成27年請願第3号 TPP交渉に関する意見書提出についての請願
 継続審査中の平成27年陳情第13号 必要な医療・介護が受けられ安心して暮らせる年金制度など社会保障の充実を国に求める意見書提出についての陳情
- 第91. 追加提出議員発案の説明並びに質疑
 議員発案第1号 1件
- 第92. 議員発案第1号 由利本荘市議会議員政治倫理条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

第1から第92までは議事日程第4号のとおり

- 第93. 追加提出議員発案の説明並びに質疑
 議員発案第2号 1件
- 第94. 議員発案第2号 由利本荘市議会委員会条例の一部改正について

出席議員(26人)

1番 鈴木和夫	2番 村上亨	3番 伊藤岩夫
4番 今野英元	5番 佐々木隆一	6番 三浦晃
7番 梶原良平	8番 湊貴信	9番 渡部聖一
10番 伊藤順男	11番 高橋信雄	12番 佐藤徹
13番 吉田朋子	14番 高野吉孝	15番 渡部専一
16番 大関嘉一	17番 高橋和子	18番 長沼久利
19番 佐藤賢一	20番 土田与七郎	21番 三浦秀雄
22番 渡部功	23番 佐々木慶治	24番 佐藤譲司
25番 佐藤勇	26番 井島市太郎	

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	長谷部 誠	副市長	小野 一彦
教育長	佐々田 亨三	企業管理者	藤原 秀一
総務部長	阿部 太津夫	企画調整部長	原田 正雄
市民生活部長	村上 祐一	健康福祉部長	太田 晃
農林水産部長	三浦 徳久	商工観光部長	真坂 誠一
建設部長	佐々木 肇	由利本荘まるごと 営業本部事務局長	松 永 豊
岩城総合支所長	早川 修一	東由利総合支所長	伊豆 葵
西目総合支所長	佐々木 政徳	鳥海総合支所長	高橋 建
教育次長	大滝 朗	消防長	畠山 操

議会事務局職員出席者

局長	鈴木 順孝	次長	鎌田 直人
次長	佐々木 紀孝	書記	小松 和美
書記	高橋 清樹	書記	佐々木 健児

午前10時00分 開 議

○議長（鈴木和夫君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員は26名であります。出席議員は定足数に達しております。

この際お諮りいたします。このたび、市長より議案訂正の申し出及び議案の追加提出がありましたので、議会運営委員会を開催し、本日の日程をお手元に配付のとおり定めましたが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事は日程第4号をもって進めます。

○議長（鈴木和夫君） 日程第1、議案の訂正についてを議題といたします。

市長より議案の訂正理由の説明を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） おはようございます。

議員の皆様には、各提出議案につきまして慎重な御審議をいただいておりますが、議案第64号ガス事業会計補正予算（第3号）において、内容の一部を訂正させていただきたくお願いするものであります。

その内容は、予算書を作成する際、千円単位とするところを円単位としたことによる記載誤りで、第4条中、当年度分損益勘定留保資金23万1,426円を2億3,142万6,000円に変更するため、原案の一部を訂正しようとするものであります。

議員の皆様には、大変御迷惑をおかけしまして、心からおわびを申し上げますとともに、議案訂正につきまして、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（鈴木和夫君） 以上で、議案の訂正理由の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第64号ガス事業会計補正予算（第3号）の訂正については、これを承認することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案の訂正についてはこれを承認することに決定いたしました。

この際、訂正議案の審査に係る建設常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時03分 休 憩

午前10時18分 再 開

○議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（鈴木和夫君） 日程第2、追加提出議案の説明を行います。

この際、議案第84号及び議案第85号の2件を一括上程し、市長の説明を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） それでは、追加提出議案について御説明申し上げます。

本日追加提出いたします案件は、人事案件2件であります。

初めに、議案第84号副市長の選任についてであります。これは、空席となっております副市長について阿部太津夫氏を選任するに当たり、議会の同意を得ようとするものであります。

なお、選任は4月1日付にしたいと考えております。

次に、議案第85号小友財産区管理委員の補欠の委員の選任についてであります。これは本年2月16日をもって辞任した管理委員の補欠の委員について大場敏宏氏を選任するに当たり、議会の同意を得ようとするものであります。

以上が、本日追加提出いたします議案の概要であります。両氏の略歴につきましては、お手元に配付いたしました履歴書のとおりでありますので、よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木和夫君） 以上をもって、追加提出議案の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。議案第84号及び議案第85号の2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第84号及び議案第85号の2件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議案第84号及び議案第85号の2件については、質疑、討論

を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第84号及び議案第85号の2件については、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

-
- 議長（鈴木和夫君） 日程第3、議案第84号副市長の選任についてを議題といたします。本案は、直ちに採決いたします。本案の採決は無記名投票をもって行います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって本案の採決は無記名投票をもって行うことに決定いたしました。

議場の閉鎖を命じます。

【佐々木書記議場閉鎖】

- 議長（鈴木和夫君） ただいまの出席議員は、議長を除く25名であります。念のため申し上げます。原案に同意することに賛成の諸君は「賛成」と、原案に同意することに反対の諸君は「反対」と記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、それ以外の記載については、否とみなします。

また、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。繰り返します。原案に同意する諸君は「賛成」と、不同意の諸君は「反対」と記載してください。

これより投票を行います。

投票用紙の配付をいたします。

【佐々木次長、小松、高橋、佐々木書記投票用紙配付】

- 議長（鈴木和夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

【高橋書記投票箱確認】

- 議長（鈴木和夫君） 異常なしと認めます。

点呼を命じます。

【鎌田次長の点呼に応じ各議員投票】

- 議長（鈴木和夫君） 投票漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

【佐々木書記議場開鎖】

- 議長（鈴木和夫君） これより開票を行います。

この際、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番伊藤岩夫君、8番湊貴信

君、14番高野吉孝君の3名を指名いたします。よって、3名の諸君の立ち会いをお願いいたします。

【立会人伊藤岩夫君、湊貴信君、高野吉孝君の立ち会いの上、鎌田次長、佐々木次長開票】

○議長（鈴木和夫君） 投票の結果を御報告いたします。

投票総数25票、これは先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち有効投票25票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、賛成24票、反対1票であります。

以上のおり、原案に同意する諸君が多数であります。よって、議案第84号副市長の選任については、同意することに決定いたしました。

ただいま同意されました阿部太津夫氏に御入場いただき、御挨拶をお願いしたいと思います。

【阿部太津夫君登壇】

○（阿部太津夫君） おはようございます。阿部太津夫でございます。

ただいま、私の副市長選任につきまして議会の皆様から御同意をいただきまして、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。微力ではございますが、長谷部市政のもと、市民福祉の向上と市政の発展に向けて、使命感と覚悟を持って誠心誠意努めてまいります。どうか議会の皆様にはこれまで以上に御指導と御鞭撻をお願い申し上げます。よろしく御願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（鈴木和夫君） 日程第4、議案第85号小友財産区管理委員の補欠の委員の選任についてを議題といたします。

本案は、直ちに採決いたします。本案については原案に同意することに決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案に同意することに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第5、これより議案第4号から議案第46号まで、議案第48号から議案第83号まで、陳情第1号から陳情第4号まで、継続審査中の平成27年請願第3号、陳情第13号及び陳情第16号の計86件を一括上程し、各委員会の審査の経過と結果について委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。16番大関嘉一君。

【総務常任委員長（大関嘉一君）登壇】

○総務常任委員長（大関嘉一君） 総務常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして、当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日に付託されました案件を除いて、条例関係19件、計画関係2件、補正予算6件、新年度予算5件、その他1件、陳情1件の合計34件であります。これに継続審査中の陳情1件を加えた審

査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります、審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例関係の案件であります。

議案第4号職員の退職管理に関する条例の制定についてであります、これは地方公務員法の改正に伴い、離職後に営利企業等に再就職した元市職員について、必要な事項を定めようとするものであります。

次に、議案第5号行政不服審査法に基づく手数料条例の制定についてであります、これは同法の施行に伴い、審理手続における関係書類等の写しの交付に係る手数料に関して、必要な事項を定めようとするものであります。

次に、議案第6号行政改革に伴う人件費平準化基金条例の制定についてであります、これは指定管理や民営化など行政改革を推進するに当たり、市が負担する人件費の平準化を図るため、基金を設置しようとするものであります。

次に、議案第8号組織条例の一部を改正する条例案であります、これは総合防災公園管理運営準備事務局及び保育園民営化・地域資源を活用した遊び推進事務局を新設しようとするものであります。

次に、議案第9号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案であります、これは秋田県人事委員会の勧告に準じて、官民格差の是正及び給与制度の総合的な見直しを行おうとするものであります。

議案第10号一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案であります、これも県の人勧に準じて給料表及び期末手当支給率の改定を行おうとするものであります。

次に、議案第11号特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案、議案第12号教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第13号議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案であります、これも県の人勧に準じて期末手当支給率の改定を行うほか、現下の経済・社会情勢等に鑑み、常勤の特別職及び教育長の給与月額について、10%減額期間を平成29年3月31日まで、さらに1年間延長しようとするものであります。

次に、議案第14号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案であります、これは地方公務員法の一部改正に伴い、引用条項を改めようとするものであります。

次に、議案第15号人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案であります、これは地方公務員法の一部改正に伴い、市長に対する報告事項に、人事評価の状況、休業に関する状況及び退職管理の状況を加えようとするものであります。

次に、議案第17号情報公開条例及び個人情報保護条例の一部を改正する条例案であります、これは行政不服審査法の施行に伴い、審理員による審査手続に関する適用除外条項を追加するほか、条文中の不服申し立てを審査請求に改めようとするものであります。

次に、議案第18号固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案であります、これは行政不服審査法等の施行に伴い、電子メールにより提出された弁明書についての

規定を追加するほか、審理手続における関係書類等の写しや書面の交付に係る手数料に関して、必要な事項を定めようとするものであります。

次に、議案第19号特別会計条例の一部を改正する条例案であります。これは本年度末をもって地域情報化事業特別会計及び介護サービス事業特別会計を廃止しようとするものであります。

次に、議案第20号納税等に係る公平性の確保に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは行政不服審査法の施行及び対象条例の改廃に伴い、不服申し立てを審査請求に、また審査請求の期限を60日から3月に改めようとするものであります。

次に、議案第21号個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは事務の見直しにより福祉医療費助成制度及びすこやか子育て支援保育料助成制度にかかわる事務を独自利用事務に追加しようとするものであります。

次に、議案第32号消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例案であります。これは本庄消防署岩城分署及び東由利分署の移転に伴い、庁舎の位置を改めようとするものであります。

次に、議案第33号火災予防条例の一部を改正する条例案であります。これは省令の一部改正により改めようとするものであります。その内容は、近年流通するようになってきているガスグリドルつきコンロや5.8キロワット以下の電磁調理器が、従前の器具と比較して火災危険性に差が認められないことから、別表にそれらを追加しようとするものであります。

次に、議案第34号由利本庄ブロードバンドネットワーク条例等を廃止する条例案であります。これは矢島地域、由利地域及び鳥海地域で提供されておりましたインターネットサービス、いわゆるYBネットの今年度末の廃止に伴い、関連する条例を一括して廃止しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました条例の制定、一部改正及び廃止の案件につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次は、財産譲渡の案件であります。

議案第39号財産の無償譲渡についてであります。これは中帳集会施設に係る建物及び附帯する設備一式を中帳町内会に無償で譲渡するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、計画関係の案件であります。議案第40号過疎地域自立促進計画の策定についてであります。時限立法である過疎地域自立促進特別措置法が平成32年度まで延長されたことにより、同法による財政上の支援措置である過疎対策事業債をさらに5年間利用するため策定するものであります。

次に、議案第41号過疎地域自立促進計画の変更についてであります。これは現行の平成22年度から平成27年度までの計画に、保健センター整備事業及びスクールバス運行事業を加える変更であります。

以上、御報告申し上げました計画の策定及び変更の案件につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づき、それぞれ議会の議決を得ようとするものであります。

が、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、各会計の補正予算についてであります。

初めに、議案第48号一般会計補正予算（第14号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では9款、10款、13款から16款、18款から21款、歳出では1款、2款、9款、12款、13款、継続費2款の変更、繰越明許費2款、地方債の追加・変更であります。

今回の補正は、全般にわたり年度末の精査や人勧に伴う人件費の補正であります。人件費以外の主な内容について御報告申し上げます。

初めに歳入であります。9款地方特例交付金及び10款地方交付税では、交付額の確定による増額、13款使用料及び手数料では、土地建物使用料及び文化交流館施設使用料の減額、14款国庫支出金では消防施設整備費補助金の減額、15款県支出金では生活バス路線等維持費補助金、コミュニティ助成事業費補助金及び三セク鉄道魅力向上事業補助金の減額が主なものであります。

16款財産収入では、財政調整基金など基金運用収入及び土地や物品の売却収入の増額、18款繰入金では地域雇用創出推進基金繰入金等の減額、19款繰越金では前年度繰越金の増額であります。

20款諸収入では、預金利子や自治総合センターコミュニティ助成事業補助金の増額のほか、文化交流館公演等入場料収入の減額、21款市債では庁舎等整備事業債、文化交流館駐車場整備事業債、YBネット機器解体事業債及び防災施設整備事業債の減額が主なものであります。

次に、歳出であります。1款議会費では、精査による議会事務費の減額、2款総務費では、全般にわたり年度末までの事業費の支出見込みによる減額であります。地域雇用創出推進基金、公共施設等維持補修基金、行政改革に伴う人件費平準化基金などへの積立金の増額が主なものであります。

9款消防費では、消防団員出動手当の増額、耐震性貯水槽整備工事費の補助不採択による減額、同報系防災行政無線改良事業費の確定による減額が主なものであり、12款公債費では、長期債償還に係る元金の増額、13款予備費では財源調整のための増額であります。

次に、継続費であります。2款総務費において、平成26年度から27年度までの2カ年で設定している矢島総合支所改築事業について、平成27年度分の年割額を1,293万3,000円減額し、継続費の総額を4億2,864万4,000円に、平成27年度から28年度までの2カ年で設定している由利総合支所改築事業について、年割額を平成27年度分は1,965万円減額し、平成28年度分は同額を増額しようとするものであり、総額に変更はないものであります。

次に、繰越明許費であります。2款総務費において年度内に事業完了が困難なことから、公会計制度整備事業を追加しようとするものであります。

最後に、地方債補正であります。スクールバス運行事業について追加するほか、庁舎等整備事業など32事業において起債限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第81号一般会計補正予算（第15号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では10款、14款及び21款、歳出では2款、繰越明許費2款の

追加、地方債の追加・変更であり、主に国の補正予算に伴うものであります。

歳入では、10款地方交付税で交付額の確定による増額、14款国庫支出金で地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金の措置、21款市債で情報セキュリティ強化対策事業債の措置であり、一方、歳出では、2款総務費で情報セキュリティ強化対策事業に係る委託料の措置が主なものであります。本事業については年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費として追加しようとするものであります。

最後に、地方債補正であります。情報セキュリティ強化対策事業について追加し、県営経営体育成基盤整備負担金事業について起債限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第53号情報センター特別会計補正予算（第6号）であります。歳入では一般会計繰入金や保険収入の増額及び諸手数料の減額が主なものであり、歳出では、県の地すべり対策事業の見送りによる伝送路修繕料などの減額やケーブルテレビ保守委託料などの増額が主なもので、歳入歳出それぞれ173万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を5億6,141万円にしようとするものであります。

次に、議案第54号地域情報化事業特別会計補正予算（第4号）であります。歳入では、一般会計繰入金の減額や前年度繰越金の増額が主なものであり、歳出では、事業費の精査によるYBネット運営費の減額で、歳入歳出それぞれ246万4,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を8,654万2,000円にしようとするものであります。

次に、議案第61号小友財産区特別会計補正予算（第1号）であります。歳入では基金運用収入と前年度繰越金の増額であり、歳出では、事業費の精査による財産維持費の減額及び積立金の増額で、歳入歳出それぞれ30万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を228万8,000円にしようとするものであります。

次に、議案第62号松ヶ崎財産区特別会計補正予算（第1号）であります。歳入では、基金運用収入と前年度繰越金の増額であり、歳出では、積立金の増額で、歳入歳出それぞれ6万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を168万5,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました6件の一般会計及び特別会計の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、新年度予算について御報告申し上げます。

初めに、議案第65号一般会計予算であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では2款、3款、6款、8款から10款及び12款から21款、歳出では、1款、2款、9款、12款、13款、継続費2款、債務負担行為及び地方債であります。人件費や経常的な経費を除く主な内容について御報告申し上げます。

初めに歳入であります。2款地方譲与税では、地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税で前年度と同額、3款利子割交付金では対前年度比330万円減の1,000万円、6款地方消費税交付金では対前年度比1,000万円増の12億700万円、8款自動車取得税交付金及び9款地方特例交付金では、前年度と同額それぞれ計上されております。

10款地方交付税では、合併算定がえ加算分の3割逦減などの減額などにより、対前年度比約6.9%、13億4,091万1,000円減の180億3,124万5,000円が計上されております。

12款分担金及び負担金では、移動通信用鉄塔施設整備事業者分担金、13款使用料及び

手数料では、庁舎や地域の施設、土地建物、コミュニティバス等の使用料及び危険物許可申請証明手数料、14款国庫支出金では、生活再建対策事務、参議院議員通常選挙費及び大沢川排水機場操作点検業務の委託金が計上されております。

15款県支出金では、生活バス路線等維持費、移動通信用鉄塔施設整備事業費、社会保障・税番号制度システム整備費、由利高原鉄道運営事業費及び石油貯蔵施設立地対策事業費の補助金のほか、県広報配布、県知事選挙費、各種統計調査費などの委託金、16款財産収入では、土地建物などの貸付収入や各基金の運用収入のほか、土地・物品売払収入などが計上されております。

17款寄附金では、一般寄附金やふるさとさくら基金寄附金、18款繰入金では地域雇用創出推進基金、公共施設等維持補修基金及び行政改革に伴う人件費平準化基金などの各基金のほか、各財産区会計からの繰入金、19款繰越金では対前年度比3億円増の5億円が計上されております。

20款諸収入では、地域総合整備資金貸付金元利収入、宝くじ市町村交付金、県消防学校派遣費及び県消防防災航空隊派遣費などであり、21款市債では、移動通信用鉄塔施設整備、庁舎等整備、由利高原鉄道運営支援、地域づくり推進、各施設の解体、消防施設整備、消防庁舎建設、救急救命士養成に係る各事業債や、臨時財政対策債が計上されております。

次に、歳出であります。

1款議会費では、議員報酬のほか出張旅費、会議録作成費、議会専用車のリース料などが計上されております。

2款総務費では、由利・大内総合支所の改築、鳥海山・飛島ジオパーク構想、住民自治活動支援交付金、地域づくり推進、生活バス路線等維持、コミュニティバス運行、由利高原鉄道運営補助、移動通信用鉄塔整備、社会保障・税番号制度、文化交流館指定管理、参議院議員通常選挙、県知事選挙及び市長選挙に係る事業費などが計上されております。

9款消防費では、本荘消防署西目分署消防庁舎建設、東由利分署に配備する水槽付消防ポンプ車、耐震性貯水槽及び消防団の小型動力ポンプ積載車や格納庫の整備に係る事業費などが計上されております。

12款公債費では、長期債や一時借入金の元金や利子で、対前年度比2億5,569万4,000円減の63億9,029万4,000円であり、13款予備費では、前年度と同額の5,000万円が計上されております。

次に、継続費、2款総務費であります。これは大内総合支所改築事業について、年割額、平成28年度1億2,876万円、29年度3億3,124万円、総額4億6,000万円の継続費を設定しようとするものであります。

次に、債務負担行為であります。基幹系業務システム更新コミュニケーション基盤賃借料について、平成28年度から平成34年度まで8,250万円を限度額として設定しようとするものであります。

最後に、地方債であります。庁舎等整備事業、観光施設改修事業、道路改良事業、防災公園整備事業、羽後本荘駅周辺整備事業、消防施設整備事業、消防庁舎整備事業、文化施設等整備事業、社会教育施設整備事業及び臨時財政対策債など48事業について、

起債限度額の総額が対前年度比約7.1%、4億660万円増の61億170万円が計上されております。

次に、議案第70号情報センター特別会計予算であります。歳入では、新規加入をケーブルテレビ100件、インターネット150件と見込み、それぞれの負担金、使用料のほか、一般会計繰入金、衛星放送視聴料、施設整備事業債などが主なものであります。

歳出では、総務費で施設維持管理費及び番組制作費、電気通信経営費で、インターネット上位回線使用料及び音声告知・インターネット等通信設備更新改修工事費、公債費では、長期債の元利償還金を計上するほか予備費を計上するもので、歳入歳出予算の総額を5億2,458万5,000円とするものであります。

次に、議案第76号小友財産区特別会計予算であります。歳入では、造林補助金、土地貸付・基金運用収入、基金繰入金などが主なものであり、歳出では財産区管理会費、財産管理・維持費、一般会計繰出金などを計上するもので、歳入歳出予算の総額を198万9,000円とするものであります。

次に、議案第77号北内越財産区特別会計予算であります。歳入では基金繰入金などが主なものであり、歳出では財産維持費、一般会計繰出金などを計上するもので、歳入歳出予算の総額を1万6,000円とするものであります。

次に、議案第78号松ヶ崎財産区特別会計予算であります。歳入では土地貸付・基金運用収入、基金繰入金などが主なものであり、歳出では財産管理・維持費、一般会計繰出金などを計上するもので、歳入歳出予算の総額を91万6,000円とするものであります。

以上、御報告申し上げました5件の新年度予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情についてであります。

陳情第4号平和安全保障関連法の廃止を求める意見書提出についての陳情及び継続審査中の平成27年陳情第16号憲法違反の安全保障関連法を廃止するよう関係機関への意見書提出についての陳情についてであります。これはともに昨年9月19日に可決、成立いたしました安全保障関連法の廃止について、衆参議長及び各大臣に対して意見書の提出を求める陳情であります。

これらの陳情について各委員より、「武力行使を可能にするということではなく、抑止力の向上や国際貢献ということである」、「国民から選ばれた議員が国会で決めたことがすぐに憲法違反と言えるものではない」、「憲法9条では国際紛争を解決するための武力行使は禁じているとは言えるものの、自衛権まで否定しているものではない」、「陳情では憲法解釈を覆したとのことだが、戦争するということではなく、集団的自衛権を認めるなど、抑止力ということに尽きるものと解釈している」、「陳情者は物事を拡大解釈しているのではないか」などの意見があり、2件の陳情について慎重に審査した結果、いずれも全会一致で不採択すべきものと決定した次第であります。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（鈴木和夫君） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。8番湊貴信君。

【教育民生常任委員長（湊貴信君）登壇】

○教育民生常任委員長（湊貴信君） 教育民生常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会において、当常任委員会に審査付託になりましたのは、初日付託分を除き、条例案9件、補正予算案8件、平成28年度予算案6件、陳情1件の計24件であります。

なお、これに継続審査中の陳情1件を加えました25件の審査結果については、審査報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例案であります。

議案第7号犯罪被害者等見舞金支給条例の制定については、生活の安定と精神的被害の軽減を図るため、犯罪行為による遺族や被害者に対しての見舞金支給に必要な規定を定めようとするものであります。

次に、議案第22号税条例等の一部を改正する条例案は、地方税法の改正に伴い、徴収及び換価の猶予の申請手続等を定めようとするものであります。

次に、議案第23号学童保育施設条例の一部を改正する条例案並びに議案第37号大内中学校セミナーハウス条例を廃止する条例案は、平成27年に閉校した旧大内中学校のセミナーハウスを、本年4月開校の大内小学校の大内学童クラブとして転用しようとするものであります。

次に、議案第28号ボートプラザ「アクアパル」条例の一部を改正する条例案は、ボートやカヌーの利用時間の実態に合わせ、施設使用料単価を4時間単位から1時間単位に改めようとするものであります。

次に、議案第29号体育館条例の一部を改正する条例案は直根体育館を、議案第30号運動公園条例の一部を改正する条例案は岩城屋内運動場をそれぞれ用途廃止しようとするものであります。

次に、議案第35号本荘あすなろ児童遊園条例を廃止する条例案は、本荘あすなろ児童遊園を、児童福祉法の基準に基づく児童厚生施設から一般の児童遊園に変更しようとするものであります。

次に、議案第38号セミナーハウス条例を廃止する条例案は、市役所分庁舎として活用するため、本荘地域のセミナーハウスを用途廃止しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました9件の条例案については、いずれも本年4月1日を施行期日とするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、補正予算案について御報告申し上げますが、今回の補正は全般的に事業費確定や年度末精査によるもの及び人件費であり、それ以外の主な内容を御報告申し上げます。

初めに、議案第48号一般会計補正予算（第14号）について、当常任委員会が審査いたしましたのは、歳入1款、4款、12款から18款、20款、21款、歳出2から5款、7款、10款及び繰越明許費10款であります。

歳入、1款市税は、市民税の追加や固定資産税の減額、4款は配当割交付金の追加であります。

12款分担金及び負担金は、老人保護及び保育所入所者負担金の減額、13款使用料及び手数料は、墓地公園や焼却場使用料の追加であります。

14款国庫支出金は、子ども・子育て支援交付金や保育所等整備交付金、15款県支出金は、保育所運営費負担金及び地域子ども・子育て支援事業費補助金の追加であります。

16款財産収入は、鉄、アルミ、古紙などの物品売払収入、17款寄附金は、交通安全対策費寄附金及びレジ袋の削減に向けた取り組みに関する協定寄附金の追加であります。

18款繰入金は後期高齢者医療特別会計繰入金、20款諸収入は市税の延滞金、21款市債はスクールバス運行事業債の追加であります。

次に、歳出、2款総務費では、1項総務管理費、2項徴税费及び3項戸籍住民基本台帳費における事業費確定や年度末精査による補正であります。

3款民生費、1項社会福祉費は、特別会計への繰出金のほか、福祉医療支給事業費や障がい者総合支援費、2項児童福祉費は、児童福祉事務費や保育所入所措置事業費の追加であります。

4款衛生費、1項保健衛生費は、母子保健事業費における不妊治療費助成金の追加、2項清掃費は、事業費確定や年度末精査による減額であります。

5款労働費は、矢島勤労青少年ホーム管理費、7款商工費は、消費者保護対策事業費の減額であります。

10款教育費の各項は、事業費確定や年度末精査による減額であります。

また繰越明許費では、10款教育費において東由利中学校改築事業、社会教育施設整備事業及び東由利野球場改修事業の年度内事業完了が困難であることから、平成28年度に事業費を繰り越すため、繰越明許費を設定しようとするものであります。

次に、議案第49号国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、歳入では、財政調整基金繰入金の減額、歳出では保険給付費や高額医療費共同事業拠出金の追加が主なもので、歳入歳出それぞれ1億9,193万8,000円を追加し、総額を115億8,345万2,000円にしようとするものであります。

次に、議案第50号後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入では一般会計繰入金、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金の追加が主なもので、歳入歳出それぞれ741万6,000円を追加し、総額を7億5,816万円にしようとするものであります。

次に、議案第51号診療所運営特別会計補正予算（第4号）は、歳入では、県補助金であるへき地診療所運営費補助金の追加、一般会計繰入金及び診療所整備事業債の減額、歳出では各診療所の運営費の追加が主なもので、歳入歳出それぞれ840万7,000円を追加し、総額を4億2,030万1,000円にしようとするものであります。

また、地方債では、診療所整備事業の起債限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第52号受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算（第2号）は、歳入では繰越金、歳出では基金積立金の追加が主なもので、歳入歳出それぞれ133万3,000円を追加し、総額を1,238万7,000円にしようとするものであります。

次に、議案第55号奨学資金特別会計補正予算（第1号）は、歳入では、貸付金元金収入の追加及び基金繰入金の減額、歳出では、基金積立金の追加及び貸付金の減額が主なもので、歳入歳出それぞれ121万4,000円を減額し、総額を7,267万9,000円にしようとするものであります。

次に、議案第56号介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入では繰越金、歳出では予備費の追加が主なもので、歳入歳出それぞれ6,040万9,000円を追加し、総額を8億505万9,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました7件の一般会計及び特別会計補正予算案については、い

ずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第81号一般会計補正予算（第15号）について、当常任委員会が審査いたしましたのは、歳入15款、歳出2款、繰越明許費2款及び債務負担行為であります。

歳入、15款県支出金は、個人番号カード交付事業費補助金、歳出、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費は、地方公共団体情報システム機構交付金の追加であります。

なお、この個人番号カード交付事業は年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費を追加しようとするものであります。

また、債務負担行為では、平成27年度から10年間、8億8,198万9,000円として設定されていた本荘清掃センター運転管理業務委託において、予定されていた平成28年度当初からの業務委託契約の入札無効に伴い廃止するものであります。

以上、御報告申し上げました一般会計補正予算案については、次の意見を付して原案を可決すべきものと決定した次第であります。

意見。

本荘清掃センター運転管理業務については、これまで慎重に検討を重ね、本年4月から9年間の業務委託契約に向け、公募型プロポーザル方式による契約手続を進めていたとのことである。

しかしながら、落札決定の直前において、各候補者の提案書の内容や評点の情報漏えいが判明し、その後、入札の無効が決定し、本補正予算案での債務負担行為廃止の提案に至ったものである。

この経緯を踏まえ、今後は入札事務を含めた情報管理を徹底し、同様の事案が発生することのないよう、適切な事業執行に努められたい。

続いて、平成28年度予算案について御報告申し上げます。

初めに、議案第65号一般会計予算について、当常任委員会が審査いたしましたのは、歳入1款、4款、5款、7款、11款から18款、20款、21款、歳出2から5款、7款、10款、継続費4款及び債務負担行為であります。主なものを御報告申し上げます。

自主財源の根幹である歳入1款市税は、人口減少や固定資産評価額の下落などにより、前年度比で2.3%、約1億8,300万円の減、一般会計の歳入全体に占める割合は16.5%であります。

4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金及び7款ゴルフ場利用税交付金は、それぞれ前年度と同額、11款交通安全対策特別交付金は100万円の減であります。

12款分担金及び負担金は、老人保護及び保育所入所者、児童クラブ等保護者の各種負担金、13款使用料及び手数料は、焼却場使用料及び指定収集袋によるごみ処理手数料であります。

14款国庫支出金は、障がい者自立支援や子供のための教育・保育給付費、児童手当及び生活保護費などの負担金や臨時福祉給付金給付事業費補助金のほか、国民年金事務取扱費委託金であります。

15款県支出金は、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の基盤安定制度負担金や福祉医療費補助金、地域医療介護総合確保基金事業交付金のほか、県民税徴税费委託金であります。

16款財産収入は、鉄、アルミ、古紙などの物品売払収入、17款寄附金は、ユーラスエ

ナジー地域貢献寄附金、18款繰入金は、医師確保奨学資金貸付基金繰入金であります。

20款諸収入は、指定管理開始に伴う特養運営費貸付金などの元利収入や特養指定管理者納入金及び地域支援事業受託収入、21款市債は、文化施設等整備事業を初めとする各事業債であります。

次に、歳出、2款総務費は、本荘、矢島、東由利地域の地籍調査事業及び個人番号カードを活用した各種証明書のコンビニ交付サービス事業のほか、交通安全対策、防犯対策、市民相談及び戸籍住民基本台帳に係る経費であります。

3款民生費は、福祉医療費支給事業において、所得にかかわらず中学生までの医療費を無料とする拡大事業、低所得の高齢者等を対象とした年金対象者等支援臨時福祉給付金給付事業及びチェック機器を導入し、認知症の早期発見を図る認知症高齢者見守り事業のほか、介護保険、後期高齢者医療、障がい者総合支援、保育所入所措置、児童手当給付及び生活保護に係る経費であります。

4款衛生費は、健康をテーマとした交流拠点、健康の駅推進事業、ウエーブ岩城屋根防水改修事業、矢島鳥海サテライトセンター整備事業及び消化器がん予防・検診・治療学講座のほか、各種検診や予防接種に係る経費、塵芥収集費、各ごみ処理施設に係る経費及びし尿処理施設に係る分担金が主なものであります。

5款労働費は、矢島勤労青少年ホームの管理費、7款商工費は消費者保護対策事業に係る経費であります。

10款教育費は、小中学校指導要録管理システム導入、西目中学校大規模改修、（仮称）北部学校給食センター、石沢地区多目的集会施設及び民俗芸能伝習拠点施設整備の各事業費のほか、幼稚園、小中学校、各教育、体育施設等の管理運営に係る経費が主なものであります。

次に、継続費では、4款衛生費において鳥海矢島サテライトセンター整備に係るごみ処理施設整備事業費を、平成28、29年度の総額2億4,900万円として設定しようとするものであります。

次に、債務負担行為では、子育て支援サイト・アプリプラットフォーム使用料の限度額を平成29年度で198万円、福祉住宅整備資金利子補給及び損失補償の限度額を平成28から35年度まで、利子補給については償還利子5%以内の利子補給額を、損失補償については金融機関融資額の10%に相当する額をそれぞれ設定しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました平成28年度一般会計予算については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第66号国民健康保険特別会計予算は、歳入では、国民健康保険税、国庫支出金、前期高齢者交付金及び共同事業交付金、歳出では、保険給付費、後期高齢者支援金及び共同事業拠出金が主なもので、歳入歳出予算の総額を前年度比7億2,190万8,000円減の105億4,681万4,000円にしようとするものであります。

次に、議案第67号後期高齢者医療特別会計予算は、歳入では保険料及び一般会計繰入金、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金が主なもので、歳入歳出予算の総額を前年度比1,046万円増の7億6,039万5,000円にしようとするものであります。

次に、議案第68号診療所運営特別会計予算は、歳入では診療収入及び一般会計繰入金、歳出では各診療所運営費が主なもので、歳入歳出予算の総額を前年度比2,196万2,000円

減の3億5,543万3,000円にしようとするものであります。

次に、議案第69号受託施設休日応急診療所運営特別会計予算は、歳入では診療収入及び診療所受託事業収入、歳出では診療所運営費が主なもので、歳入歳出予算の総額を前年度比27万6,000円減の1,074万1,000円にしようとするものであります。

次に、議案第71号奨学資金特別会計予算は、歳入では基金繰入金及び貸付金元金収入、歳出では継続及び新規を含めた145人分の貸付金が主なもので、歳入歳出予算の総額を前年度比119万2,000円増の7,508万5,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました5件の平成28年度特別会計予算については、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情について御報告申し上げます。

初めに、陳情第1号軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める意見書提出についての陳情は、スポーツ時に脳しんとうを受傷していないかどうかを評価するためのツール、ポケットSCAT2の携帯の義務化や対応方法の周知、医療連携体制の構築、地方自治体へ対応できる職員を配置した相談窓口の設置などについて、関係機関に対して意見書の提出を求める陳情であります。

当委員会では、脳しんとうかどうかを評価するツールであるSCAT2及びSCAT3の内容の調査及び関係する各所管課より事案発生時の対応について聞き取るなど慎重に審査した結果、本市においてはそれらの対応への緊急搬送時のマニュアルもあり、SCAT2及びSCAT3を義務づけられると緊急搬送要請が遅くなるなどの影響が出るおそれもあることから、迅速な救急搬送が求められる現場では評価ツールの義務化は必要ないのではないかと意見があり、採決の結果、全会一致で不採択とすべきものと決定した次第であります。

次に、継続審査中の平成27年陳情第13号必要な医療・介護が受けられ安心して暮らせる年金制度など社会保障の充実を国に求める意見書提出についての陳情は、医療、介護の保険料と自己負担の引き下げや施設確保、最低保障年金の創設などについて、関係機関に対して意見書の提出を求める陳情であります。なお審査を要するとして、全会一致で継続審査すべきものと決定した次第であります。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（鈴木和夫君） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。26番井島市太郎君。

【産業経済常任委員長（井島市太郎君）登壇】

○産業経済常任委員長（井島市太郎君） 産業経済常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会において、当常任委員会に審査付託になりました案件は、条例関係2件、補正予算3件、新年度予算2件、その他1件、陳情2件の計10件であります。

なお、継続審査中の請願1件を加えた11件の審査結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例関係であります。

議案第16号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改

正する条例案であります。これは非常勤の特別職の職員として地域おこし協力隊を設置するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第36号石脇コミュニティセンター等基金条例を廃止する条例案であります。これは石脇コミュニティセンター等基金を廃止するため、条例を廃止しようとするものであります。

なお、基金残額は2,970円であり、廃止後は一般会計に繰り入れるとの説明を受けております。

以上、御報告申し上げました2件の条例関係の案件につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第46号平成28年度スキー場運営特別会計への繰り入れについてであります。これは新年度予算において一般会計から特別会計への繰り入れを行うに当たり、議会の議決を得ようとするものであり、この特別会計には事業推進のため1億4,000万円以内を繰り入れようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続きまして、補正予算であります。

議案第48号一般会計補正予算（第14号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では12款から16款、18款、20款、21款、歳出では2款、5款から7款、11款及び繰越明許費では6款、7款であります。

本補正予算につきましては、全般にわたり事業費の確定、精査や実績見込みが中心となっております。人件費以外の主な内容を御報告申し上げます。

まず、歳入であります。

12款分担金及び負担金につきましては、戦略作物生産拡大基盤整備促進事業分担金の減額であります。

13款使用料及び手数料につきましては、農業施設、林業施設使用料の減額のほか、観光施設使用料の追加が主なものであります。

14款国庫支出金につきましては、農業基盤整備促進事業費補助金の減額であります。

15款県支出金につきましては、緊急雇用創出等臨時対策基金事業費補助金のほか、強い農業づくり交付金、森林環境保全整備事業費補助金、漁業施設機能強化事業費補助金など、農林水産業費補助金及びあきた未来づくり交付金の減額が主なものであります。

16款財産収入につきましては、土地建物貸付収入の減額のほか、市有林間伐材等売払収入及び牧草等売払収入の追加が主なものであります。

18款繰入金につきましては、本荘石脇コミュニティセンター等基金繰入金の追加であります。

20款諸収入につきましては、森林農地整備センター造林受託事業収入の減額のほか、岩城地域の分収造林売払収入などの農林水産業及び商工雑入の追加が主なものであります。

21款市債につきましては、県営経営体育成基盤整備負担金事業債などの農林水産業債及び南由利原青少年旅行村整備事業債などの商工債の減額が主なものであります。

続いて、歳出であります。

2款総務費、1項総務管理費につきましては、申請者増加に伴う定住促進奨励補助金

の追加が主なものであります。

5 款労働費、1 項労働諸費では、地域住民生活等緊急支援交付金事業との調整による労働者支援事業費及びチャレンジショップ運営に係る実践型地域雇用創造事業費の減額が主なものであります。

6 款農林水産業費、1 項農業費につきまして、1 目農業委員会費では、農業委員会事務費における予算の組み替え補正が主なものであります。

2 目農業総務費では、県園芸作物価格補償事業負担金のほか、各種農業関係負担金の額確定による減額が主なものであります。

3 目農業振興費では、矢島・鳥海地域カントリーエレベーター建設事業費補助金のほか、農業振興に係る補助金等の額確定による減額が主なものであります。

4 目農業施設費では、矢島地域の農産物直売所における備品購入補助金の追加が主なものであります。

5 目畜産業費では、牛遺伝病等検査事業費補助金のほか、畜産振興に係る補助金等の減額が主なものであります。

6 目畜産業施設費では、各畜産センター等や畜産加工施設の運営費の減額が主なものであります。

7 目農地費では、農業基盤整備促進事業費補助金、多面的機能支払事業費補助金の減額が主なものであります。

9 目防災ダム施設費では、ダム管理主任技術者研修会負担金の減額が主なものであります。

6 款 2 項林業費につきましては、民有林造林促進事業費補助金の追加のほか、市の公有林管理委託料の減額が主なものであります。

6 款 3 項水産業費につきましては、西目漁港西防波堤及び護岸改修の事業費確定に伴う工事請負費の減額が主なものであります。

7 款商工費、1 項商工費につきましては、1 目商工総務費では、工芸品等技術習得人づくり事業における委託費の減額が主なものであります。

2 目商工振興費では、商業店舗等リフォームに係る地域商業振興補助金の減額が主なものであります。

3 目工業振興費では、本荘地域石脇の企業支援貸し工場の屋根改修に係る事業費確定に伴う経費の減額であります。

5 目観光費では、スキー場運営特別会計への繰出金の追加のほか、あきた未来づくりプロジェクト推進事業費の減額が主なものであります。

6 目観光施設費では、各観光施設運営費の減額が主なものであります。

11 款災害復旧費につきましては、事業費確定に伴う林道災害復旧事業費の減額であります。

次に、繰越明許費であります。6 款では強い農業づくり交付金事業など 6 事業において、7 款では、あきた未来づくりプロジェクト推進事業など 2 事業において、年度内に事業完了することが困難なため、それぞれ繰越明許費を設定しようとするものであります。

次に、議案第 81 号一般会計補正予算（第 15 号）であります。当常任委員会に審査付

託になりましたのは、歳入では15款、21款、歳出では6款及び繰越明許費では6款であります。

本補正予算につきましては、国の補正予算関連事業の追加などであります。

まず、歳入であります。

15款県支出金につきましては、経営体育成支援事業費補助金のほか、農業費補助金の追加であります。

21款市債につきましては、県営経営体育成基盤整備負担金事業債の追加であります。

続いて、歳出であります。

6款農林水産業費、1項農業費につきましては、3目農業振興費では経営体育成支援事業費補助金の追加が主なものであります。

7目農地費では、県営担い手育成基盤整備事業負担金の追加であります。

次に、繰越明許費であります。6款では経営体育成支援事業において年度内に事業完了することが困難なため、繰越明許費を追加しようとするものであります。

また、同じく6款においては、県営担い手育成基盤整備事業の金額を300万円追加し、1,005万円に変更しようとするものであります。

次に、議案第60号スキー場運営特別会計補正予算（第1号）であります。歳入ではリフト収入及びスキーハウス解体事業債の減額のほか、一般会計繰入金の追加、歳出ではスキー場管理費の減額で、歳入歳出それぞれ17万9,000円を減額し、歳入歳出予算総額を1億6,579万1,000円にしようとするものであります。

また、地方債補正であります。スキーハウス解体事業において240万円減額し、限度額を1,030万円に変更しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました3件の一般会計及び特別会計補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続きまして、新年度予算であります。

初めに、議案第65号一般会計予算であります。

当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では12款から16款、20款、21款、歳出では2款、5款から7款、11款及び債務負担行為であります。その主な内容について御報告申し上げます。

まず、歳入であります。

12款分担金及び負担金につきましては、戦略作物生産拡大基盤整備促進事業分担金及び道の駅岩城の各施設の電力使用に係る負担金が主なものであります。

13款使用料及び手数料につきましては、放牧場や市民農園などの農林水産業使用料、企業支援貸し工場使用料やこどもの国、南由利原高原青少年旅行村及び八塩いこいの森などの観光施設使用料、また堆肥運搬に係る手数料が主なものであります。

14款国庫支出金につきましては、農地の区画拡大と暗渠排水を行う農業基盤整備促進事業費補助金であります。

15款県支出金につきましては、元気な中山間農業応援事業費補助金、多面的機能支払事業費補助金、水と緑の森づくり税事業費補助金、水産物供給基盤機能保全事業費補助金など農林水産部門の各事業に対する補助金等のほか、県並びににかほ市と協働で実施する鳥海山を核とした広域観光プロジェクトに係るあきた未来づくり交付金など商工費

補助金、また防災ダムと祓川山荘の管理に要する委託金が主なものであります。

16款財産収入につきましては、市の公有林間伐材等売却収入のほか有機肥料や牧草等、風力発電売電収入など生産物売却収入が主なものであります。

20款諸収入につきましては、労働金庫預託金、漁業協同組合貸付金及び第三セクター貸付金に係る回収金のほか、雇用創造協議会貸付金元利収入、また農林水産業、商工業部門に係る雑入が主なものであります。

21款市債につきましては、県営経営体育成基盤整備負担金事業債などの農業債、県営林道専用道整備に係る林業債、漁港整備等に係る水産業債、大内、東由利地域の道の駅関連施設や休養宿泊施設鳥海荘など観光施設改修に係る商工債が主なものであります。

続いて、歳出であります。主要事業を中心に御報告申し上げます。

2款総務費につきましては、無料職業紹介所の運営や移住まるとミーティングの開催など、移住・定住促進事業に係る経費が主なものであります。

5款労働費につきましては、シルバー人材センター運営事業費補助金、就業資格取得支援助成金、労働者への円滑な融資を図るため労働金庫への資金預託のほか、雇用創造協議会の運営支援に係る経費が主なものであります。

6款農林水産業費、1項農業費につきましては、1目農業委員会費では委員報酬等や農業者年金業務受託事業費が主なものであります。

3目農業振興費では、担い手の規模拡大、経営複合化に必要な機械・施設等の整備などに支援する農業夢プラン事業費補助金、農業経営発展加速化支援事業費補助金、条件不利地である中山間地域の経営体に支援する元気な中山間農業応援事業費補助金などが主なものであります。

4目農業施設費では、各農村交流施設や農産加工施設に係る管理費が主なものであります。

5目畜産業費では、ブランド確立のため、生産から流通販売、消費拡大までを支援する秋田由利牛振興対策事業費及び完全混合飼料（TMR）の地域流通を推進するため、試験給与農家を支援するTMR給与推進事業費補助金が主なものであります。

6目畜産業施設費では、放牧場や畜産センター等に係る運営費が主なものであります。

7目農地費では、区画拡大や暗渠排水への定額助成を行う農業基盤整備促進事業費補助金、農用地の共同取り組み活動等に対する多面的機能支払交付金及び条件不利農地の維持保全に対する中山間地域等直接支払交付金が主なものであります。

6款2項林業費につきましては、民有林及び市の公有林整備・維持管理事業費のほか、民有林造林促進事業費補助金、松林・ナラ林健全化のための被害調査や伐倒処理などに係る水と緑の森づくり税事業費が主なものであります。

6款3項水産業費につきましては、道川漁港護岸の補修工事や西目漁港の補修に係る計画作成業務委託料、商品価値の低い地魚にスポットを当てる地元漁業食材ブランドアップ事業が主なものであります。

7款商工費、1項商工費につきましては、2目商工振興費では、商工会補助金のほか開業に係る経費の一部を補助し、新たな起業や創業を支援する創業支援補助金、中小企業融資斡旋資金事業費が主なものであります。

3目工業振興費では、企業支援貸し工場の管理に係る経費、中小企業等が行う高度な

資格や技術習得のための社外研修経費や語学研修の際の講師謝礼を助成するものづくり人材育成事業補助金が主なものであります。

5目観光費では、鳥海山を核とした広域観光振興として、あきた未来づくりプロジェクト推進事業、NHK大河ドラマ「真田丸」の放送を機に、宮城県白石市及び蔵王町と連携し観光振興を図るみちのく真田ゆかりの地事業、台湾、韓国、タイ王国からの訪日観光誘客を推進する観光誘客推進事業、特産品の販路拡大のため、首都圏スーパーなどで売り込みを行うまるごと売り込み事業、山菜を売れる商品としてブランド化を進める目指せ1千万！山菜ビジネス事業が主なものであります。

6目観光施設費では、温泉施設を初めとする各観光施設の指定管理委託料などの維持管理費のほか、コース整備やセンターハウス増築などに係る八塩いこいの森パークゴルフ場整備事業、道の駅関連施設の修繕等に係る経費、休養宿泊施設鳥海荘の大規模改修に係る経費が主なものであります。

11款災害復旧費につきましては、融雪災害などに備えた農林水産業施設災害復旧費であります。

続いて、債務負担行為であります。

初めに、肉用牛肥育経営維持拡大対策事業であります。これは肥育素牛導入に係る利子補給を行うため、期間を平成29年度から平成30年度までの2カ年、限度額を75万2,000円として設定するものであります。

次に、中小企業融資斡旋資金事業であります。期間を一般・小口については平成29年度から平成35年度までの7カ年、特例につきましては平成29年度から平成38年度までの10カ年、限度額を金融機関が融資した額の50%以内の利子補給及び保証料の全額として設定するものであります。

次に、議案第75号スキー場運営特別会計予算であります。

歳出につきましては、矢島スキー場の維持管理費のほか償還金が主なもので、これらの財源として事業収入と一般会計繰入金などを充てるものであり、歳入歳出予算の総額を1億6,310万3,000円とするものであります。

以上、御報告申し上げました新年度予算2件につきましては、提案の趣旨を了とし、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情及び継続審査中の請願について御報告申し上げます。

初めに、陳情第2号全国一律最低賃金制度の実現を初め、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書提出についての陳情であります。これは全国一律最低賃金制度の実現、中小企業への支援策拡充など、3項目についての意見書を国に提出することを求めるものであります。

全国一律の最低賃金制度の実現は現状では難しいとの意見があったものの、労働者及び使用者双方の観点から慎重に審査した結果、陳情の趣旨は理解できるとし、全会一致で趣旨採択すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第3号労働時間と解雇の規制強化を求める意見書提出についての陳情であります。これは労働時間規制の適用除外の拡大や裁量労働制の対象拡大、手続緩和などは行わないこと、労働者派遣法の早急な改正など、3項目についての意見書を国に提出することを求めるものであります。

この陳情についても、労働者及び使用者双方の観点から慎重に審査した結果、陳情の趣旨は理解できるとし、全会一致で趣旨採択すべきものと決定した次第であります。

次に、継続審査中の平成27年請願第3号T P P交渉に関する意見書提出についての請願であります。なお審査を要するものとして継続審査すべきものと決定した次第であります。

以上で、産業経済常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（鈴木和夫君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員長報告を続けます。

建設常任委員長の報告を求めます。9番渡部聖一君。

【建設常任委員長（渡部聖一君）登壇】

○建設常任委員長（渡部聖一君） 建設常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会において、当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日付託分を除き、条例関係5件、補正予算9件、新年度予算6件及びその他4件の計24件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例関係の案件であります。

議案第24号法定外公共用財産の使用等に関する条例の一部を改正する条例案についてありますが、これは法定外公共物を無許可で使用または収益を得た者に対し原状回復を命ずる規定を設けるとともに、条文の整理等をしようとするものであります。

次に、議案第25号河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例案についてありますが、これは関係する条例等と使用料の額の整合性を図ろうとするものであります。

次に、議案第26号簡易水道等設置条例の一部を改正する条例案についてありますが、これは東由利地域の板戸地区簡易給水施設整備事業の完了に伴い、板戸飲料水供給施設を新たに追加しようとするものであります。

次に、議案第27号集落排水施設条例の一部を改正する条例案についてありますが、これは東由利地域の田代黒淵地区農業集落排水事業の一部供用開始に伴い、排水処理区域を新たに追加しようとするものであります。

次に、議案第31号ガス供給条例の一部を改正する条例案についてありますが、これは地球温暖化対策のための税の導入により石油石炭税が増税されたことに伴い、ガス料金を改定しようとするものであります。このたびの改正が平成24年からガス料金を段階的に改定してきたものの最終となるものであります。

以上、御報告申し上げました5件の条例の一部改正案につきましては、いずれも本年4月1日から施行しようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、議案第42号公の施設の指定管理者の指定についてありますが、これは由利地域の市営住宅滝沢館団地に設置される東町会館について、選定委員会での審査結果に

基づき、東町集落を指定管理者として平成28年4月1日から10年間指定するに当たり、議会の議決を得ようとするものでありますが、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、平成28年度一般会計から各特別会計への繰り入れについてであります。

議案第43号下水道事業特別会計への繰り入れについて、議案第44号集落排水事業特別会計への繰り入れについて及び議案第45号簡易水道事業特別会計への繰り入れについての3件についてであります。これらは下水道事業特別会計へ13億円以内を、集落排水事業特別会計へ13億円以内を、簡易水道事業特別会計へ6億円以内をそれぞれ繰り入れようとするものでありますが、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、各会計の補正予算であります。

このたびの補正予算につきましては、人件費の補正並びに各事業の確定及び決算を見据えた精査、また国の補正予算関連事業等によるものでありますが、人件費以外の主なものについて御報告申し上げます。

初めに、議案第48号一般会計補正予算（第14号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では13款から15款及び21款、歳出では4款、6款及び8款、繰越明許費では8款及び11款であります。

歳入では、13款使用料及び手数料において小規模水道等使用料の収入見込みによる減額であります。

14款国庫支出金では、滝沢館団地建替事業の一部取りやめ及び交付金額の確定による社会資本整備総合交付金の減額であります。

15款県支出金では、事業費確定による住宅建築物安全ストック形成事業費補助金及び建築基準関係事務委託金の減額が主なものであります。

21款市債では、各事業債の起債額確定による減額であります。

次に、歳出であります。

4款衛生費、3項水道費では、簡易水道事業特別会計への繰出金の追加及び精査による小規模水道等事業費の減額が主なものであります。

6款農林水産業費、1項農業費では、集落排水事業特別会計への繰出金の追加であります。

8款土木費では、精査による各事業費及び公共下水道事業特別会計への繰出金の減額であります。

また、繰越明許費では、8款土木費において社会資本整備総合交付金事業を初め5件の事業、11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費事業では、現年災害及び単独災害の災害復旧事業について、それぞれ設定しようとするものであります。

次に、議案第57号下水道事業特別会計補正予算（第5号）であります。

歳入では、収入見込みによる下水道使用料及び一般会計繰入金金の減額並びに起債の繰り上げ償還に係る財政調整基金繰入金金の追加が主なものであります。

歳出では、精査による各事業費の減額のほか、起債の繰り上げ償還に係る公債費の追加が主なものであります。

歳入歳出それぞれ6,808万8,000円を追加し、総額を29億34万9,000円にしようとする

ものであります。

また、地方債補正では、公営企業会計適用債の起債限度額を減額変更しようとするものであります。

次に、議案第58号集落排水事業特別会計補正予算（第4号）であります。

歳入では、事業費確定に伴う国庫補助金及び市債並びに収入見込みによる農業集落排水分担金及び使用料の減額のほか、起債の繰り上げ償還に係る一般会計繰入金の追加が主なものであります。

歳出では、事業費確定による各地区事業費の減額及び起債の繰り上げ償還に係る公債費の追加が主なものであります。

歳入歳出それぞれ1億4,013万3,000円を追加し、総額を23億5,292万9,000円にしようとするものであります。

また、地方債補正では、農業集落排水事業及び公営企業会計適用債の起債限度額を減額変更しようとするものであります。

次に、議案第59号簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）であります。

歳入では、収入見込みによる水道使用料及び事業費確定による市債の減額並びに一般会計繰入金の追加が主なものであります。

歳出では、事業費確定による施設整備費の減額が主なものであります。

歳入歳出それぞれ1,458万2,000円を減額し、総額を15億7,237万5,000円にしようとするものであります。

繰越明許費では、県事業である国道341号道路改良事業が翌年度に繰り越されることに伴い、岩城地域の亀田簡易水道配水管布設替事業について設定しようとするものであります。

また、地方債補正では、簡易水道事業及び公営企業適用債の起債限度額を減額変更しようとするものであります。

次に、議案第63号水道事業会計補正予算（第2号）であります。

初めに、年間総給水量であります。給水実績により10万立方メートルを減量し762万8,000立方メートルにしようとするものであります。

次に、収益的収入では、昨年の渇水対策に伴う給水量減による水道料金の減額であり、水道事業収益の予定額を1,896万4,000円減額し、総額を18億6,565万5,000円にしようとするものであります。

同じく、支出では建設改良費の減額に伴う消費税及び地方消費税の追加であり、水道事業費用の予定額を685万6,000円追加し、総額を16億7,369万8,000円にしようとするものであります。

次に、資本的収入では、関連工事である本荘地域の田尻野地区等における下水道工事の取りやめに伴う企業債及び工事負担金の減額であり、予定額を1億2,913万円減額し、総額を4億4,399万2,000円にしようとするものであります。

同じく支出では、建設改良費の減額であり、予定額を8,661万7,000円減額し、総額を12億8,481万2,000円にしようとするものであります。

継続費の補正では、平成27年度から3カ年で設定している本荘地域の蟻山浄水場改良事業について、平成27年度の事業費が確定したことにより、当該年度の年割額を2万

2,000円減額し、継続費の総額を9億5,309万2,000円にしようとするものであります。

また、企業債の補正では、水道施設整備事業の起債限度額を減額しようとするものであります。

次に、議案第64号ガス事業会計補正予算（第3号）であります。

初めに、年間販売量であります。暖冬などの影響により39万8,000立方メートルを減量し780万8,000立方メートルにしようとするものであります。

次に、収益的収入では、ガス売り上げを減額するものであり、ガス事業収益の予定額を6,500万円減額し、総額を12億5,272万3,000円にしようとするものであります。

同じく費用では、生産量の減少に伴う原料費の減額であり、ガス事業費用の予定額を5,109万4,000円減額し、総額を11億4,727万8,000円にしようとするものであります。

また、棚卸資産の購入限度額については減額変更しようとするものであります。

次に、議案第81号一般会計補正予算（第15号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳出6款、8款及び11款並びに繰越明許費11款の変更であります。

6款農林水産業費では、1項農業費において集落排水事業特別会計への繰出金の追加であります。

8款土木費では、5項都市計画費において公共下水道事業特別会計への繰出金の追加であります。

11款災害復旧費では、2項公共土木施設災害復旧費において、由利地域の市道吉沢東由利原線道路災害復旧工事に係る残土処分地の変更に伴い工事請負費を追加しようとするものであります。年度内の事業完了が見込めないことから、繰越明許費を増額変更しようとするものであります。

次に、議案第82号下水道事業特別会計補正予算（第6号）であります。

歳入では、国庫補助金、一般会計繰入金及び公共下水道事業債を追加、歳出では尾花沢第一排水区雨水函渠布設整備事業に係る本荘地区事業費を追加しようとするものであります。年度内の事業完了が見込めないことから、繰越明許費として設定しようとするものであります。

歳入歳出それぞれ2億4,380万円を追加し、総額を31億4,414万9,000円にしようとするものであります。

また、地方債補正では、公共下水道事業の起債限度額を増額変更しようとするものであります。

次に、議案第83号集落排水事業特別会計補正予算（第5号）であります。

歳入では、一般会計繰入金を追加、歳出では、大内長坂処理場の汚泥脱臭装置修繕に係る農業集落排水処理施設維持管理費を追加しようとするものであります。年度内の事業完了が見込めないことから、繰越明許費として設定しようとするものであります。

歳入歳出それぞれ380万円を追加し、総額を23億5,672万9,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました9件の各会計の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、新年度の各会計予算であります。

初めに、議案第65号一般会計予算であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では13款から15款、20款及び21款、歳出では4款、6款、8款及び11款であります。主な内容につきまして御報告申し上げます。

初めに、歳入であります。

13款使用料及び手数料では、道路占用料及び住宅使用料などがあります。

14款国庫支出金では、公共土木施設災害復旧、浄化槽整備、道路新設改良、JR羽後本荘駅周辺整備、公園維持管理などの各事業に関する補助金があります。

15款県支出金では、浄化槽整備事業費補助金、環境整備活動推進事業費補助金、県道除雪委託金などがあります。

20款諸収入では、土木雑入において矢島地域の国道108号曲り渕交差点の改良工事に伴う看板移設補償費などがあります。

21款市債では、各事業にかかわる市債があります。

次に、歳出であります。

4款衛生費、2項清掃費では、浄化槽設置事業費、3項水道費では水道事業会計への補助金、簡易水道事業特別会計への繰出金のほか、矢島地域の沢内地区上水道統合工事費、東由利地域の須郷・中ノ沢地区小規模水道施設実施設計委託料などがあります。

6款農林水産業費、1項農業費では、集落排水事業特別会計への繰出金があります。

8款土木費では、道路及び橋梁維持管理や新設、改良、河川の維持管理、除排雪、下水道、都市公園及び公営住宅などに関する経費があります。

経常的経費以外の主な事業は、街灯LED化、市道猿倉花立線測量設計、JR羽後本荘駅東西自由通路実施設計、総合都市交通体系調査、総合防災公園整備に係る砂子下田尻線用地測量等業務委託、本荘地域の市営住宅砂子下団地等屋上防水改修工事、住宅リフォーム資金助成事業などがあります。

11款災害復旧費では、矢島地域の市道新荘軽井沢線の災害復旧費のほか、鳥海地域の市道上川内雄勝線を初めとした単独災害に係る復旧経費などがあります。

次に、議案第72号下水道事業特別会計予算であります。

歳出の主なものは、公債費のほか料金徴収及び下水道台帳作成に関する経費、各処理施設の維持管理費、水林、道川及び前郷の各浄化センター長寿命化工事費、矢島及び岩谷の各浄化センター長寿命化計画策定業務費などがあります。

財源は、下水道使用料、社会資本整備総合交付金、一般会計繰入金、市債などであり、歳入歳出予算総額を32億1,480万3,000円とするものであります。

継続費につきましては、法適化移行事業について、平成28年度から平成30年度までの3年間で総額5,120万円を設定するものであります。

また、公共下水道事業等における地方債の起債に関する事項及び一時借入金の借入最高額を設定するものであります。

次に、議案第73号集落排水事業特別会計予算であります。

歳出の主なものは、公債費のほか料金徴収事務経費、各処理施設の維持管理費、由利地域の南福田地区機能強化工事、東由利地域の老方館合地区機能強化計画策定などがあります。

財源は、農業集落排水施設使用料、農山漁村地域整備交付金、汚水処理施設整備交付

金、一般会計繰入金、市債などであり、歳入歳出予算総額を22億3,079万5,000円とするものであります。

継続費につきましては、法適化移行事業について、平成28年度から平成30年度までの3年間で総額5,760万円を設定するものであります。

また、農業集落排水事業等における地方債の起債に関する事項及び一時借入金の借入最高額を設定するものであります。

次に、議案第74号簡易水道事業特別会計予算であります。

歳出の主なものは、公債費のほか料金徴収事務及びメーター検針等に関する経費、水道施設の維持管理費、東由利簡易水道及び大内第三簡易水道の施設整備事業費、矢島地区簡易水道統合整備事業費、国道341号道路改良工事に伴う岩城簡易水道整備事業費などであります。

財源は、水道使用料、水道施設整備費補助金、一般会計繰入金、財政調整基金繰入金、市債などありますが、法適化移行への最終年度に当たることから、財政調整基金につきましては全額を繰り入れるものであります。これらにより歳入歳出予算総額を19億2,189万5,000円とするものであります。

また、簡易水道事業等における地方債の起債に関する事項及び一時借入金の借入最高額を設定するものであります。

次に、議案第79号水道事業会計予算であります。

業務予定量は、給水戸数2万3,000戸、年間総給水量764万200立方メートルであります。

次に、収益的収入では、水道料金、料金徴収事務受託料、一般会計補助金、工事負担金などが主なものであり、水道事業収益の予定額を18億5,111万2,000円とするものであります。

同じく支出では、料金収納に要する経費、施設の維持管理費、減価償却費及び企業債利息などが主なものであり、水道事業費用の予定額を16億4,121万6,000円とするものであります。

一方、資本的収入では、企業債、下水道事業などに伴う水道管移設工事負担金、一般会計出資金などであり、予定額を6億5,591万3,000円とするものであります。

同じく支出では、企業債償還金のほか、蟻山浄水場改良や下水道事業関連の配水管布設替工事などの拡張改良費、メーターの購入などの業務設備費などが主なものであり、予定額を14億1,504万1,000円とするものであります。

また、水道施設整備事業における企業債の起債に関する事項、一時借入金の限度額及び棚卸資産購入限度額をそれぞれ設定するものであります。

最後に、議案第80号ガス事業会計予算であります。

業務予定量は、供給戸数8,100戸、年間総販売量787万7,000立方メートルであります。

収益的収入では、ガス料金、受注工事収益、器具販売収益、一般会計補助金、長期前受金の戻し入れなどが主なものであり、ガス事業収益の予定額を12億6,233万2,000円とするものであります。

同じく支出では、維持管理費、ガス原料費、器具販売費、企業債利息などが主なものであり、ガス事業費用の予定額を11億3,085万9,000円とするものであります。

一方、資本的収入では、企業債、公共下水道事業などに伴うガス管移設工事負担金が主なものであり、予定額を1億9,745万2,000円とするものであります。

同じく支出では、企業債償還金のほかガス経年管更新事業費、下水道及び道路改良事業に伴うガス管移設などの工事費が主なものであり、予定額を5億1,964万7,000円とするものであります。

また、供給設備整備事業における企業債の起債に関する事項、一時借入金の限度額及び棚卸資産購入限度額をそれぞれ設定するものであります。

以上、御報告申し上げました6件の各会計の新年度予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（鈴木和夫君） 次に、総合防災公園整備特別委員長の報告を求めます。24番佐藤譲司君。

【総合防災公園整備特別委員長（佐藤譲司君）登壇】

○総合防災公園整備特別委員長（佐藤譲司君） 総合防災公園整備特別委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして、当特別委員会に審査付託になりました案件は、新年度予算1件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

議案第65号一般会計予算についてであります。当特別委員会に審査付託になりましたのは、歳入14款、21款、歳出2款、8款及び継続費8款であります。

初めに、歳入についてであります。14款国庫支出金では社会資本整備総合交付金、21款市債では防災公園整備事業債であります。

次に、歳出であります。2款総務費では1項総務管理費において、大会及び合宿などの誘致活動及び管理運営計画の策定に係る経費が主なものであります。

8款土木費では、5項都市計画費において、（仮称）由利本荘総合防災公園アリーナ建設工事及び屋根つきグラウンド建設工事に要する経費であります。

最後に、継続費についてであります。これは8款土木費、5項都市計画費の屋根つきグラウンド整備事業について、年割額を平成28年度1億7,400万円、平成29年度2億3,600万円とし、総額4億1,000万円の継続費を設定しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました新年度予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、総合防災公園整備特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（鈴木和夫君） 以上をもって、委員長審査報告を終わります。

これより、日程の順に従い、委員長報告に対する質疑及び議案・請願・陳情についての討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。必要と認めるときは、議案等を一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議事をそのように進めます。

なお、議案等の件名は、必要と認めるときは朗読を省略または簡略にしたいと思いますので、御了承願います。

-
- 議長（鈴木和夫君） 日程第6、議案第4号職員の退職管理に関する条例の制定についてから日程第8、議案第6号行政改革に伴う人件費平準化基金条例の制定についての3件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第4号から議案第6号までの3件は、原案のとおり可決されました。

-
- 議長（鈴木和夫君） 日程第9、議案第7号犯罪被害者等見舞金支給条例の制定についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第7号は、原案のとおり可決されました。

-
- 議長（鈴木和夫君） 日程第10、議案第8号組織条例の一部を改正する条例案から日程第17、議案第15号人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案までの8件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第8号から議案第15号までの8件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第18、議案第16号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第16号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第19、議案第17号情報公開条例及び個人情報保護条例の一部を改正する条例案から日程第23、議案第21号個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案までの5件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第17号から議案第21号までの5件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第24、議案第22号税条例等の一部を改正する条例案及び日程第25、議案第23号学童保育施設条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第22号及び議案第23号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第26、議案第24号法定外公共用財産の使用等に関する条例の一部を改正する条例案から、日程第29、議案第27号集落排水施設条例の一部を改正する条例案までの4件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第24号から議案第27号までの4件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第30、議案第28号ボートプラザ「アクアパル」条例の一部を改正する条例案から日程第32、議案第30号運動公園条例の一部を改正する条例案までの3件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第28号から議案第30号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第33、議案第31号ガス供給条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第31号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第34、議案第32号消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例案及び日程第35、議案第33号火災予防条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第32号及び議案第33号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第36、議案第34号由利本荘ブロードバンドネットワーク条例等を廃止する条例案から日程第40、議案第38号セミナーハウス条例を廃止する条例案までの5件を一括議題といたします。

総務、教育民生、産業経済の各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第34号から議案第38号までの5件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第41、議案第39号財産の無償譲渡についてから日程第43、議案第41号過疎地域自立促進計画の変更についてまでの3件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第39号から議案第41号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第44、議案第42号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第42号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第45、議案第43号平成28年度下水道事業特別会計への繰入れについてから日程第48、議案第46号平成28年度スキー場運営特別会計への繰入れについてまでの4件を一括議題といたします。

建設、産業経済両常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第43号から議案第46号までの4件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第49、議案第48号一般会計補正予算（第14号）を議題といたします。

各委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第48号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第50、議案第49号国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から日程第53、議案第52号受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算（第2号）までの4件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第49号から議案第52号までの4件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第54、議案第53号情報センター特別会計補正予算（第6号）及び日程第55、議案第54号地域情報化事業特別会計補正予算（第4号）の2件を一括議

題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第53号及び議案第54号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第56、議案第55号奨学資金特別会計補正予算（第1号）及び日程第57、議案第56号介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第55号及び議案第56号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第58、議案第57号下水道事業特別会計補正予算（第5号）から日程第60、議案第59号簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）まで3件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第57号から議案第59号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第61、議案第60号スキー場運営特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第60号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第62、議案第61号小友財産区特別会計補正予算（第1号）及び日程第63、議案第62号松ヶ崎財産区特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第61号及び議案第62号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第64、議案第63号水道事業会計補正予算（第2号）及び日程第65、議案第64号ガス事業会計補正予算（第3号）の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第63号及び議案第64号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第66、議案第65号平成28年度一般会計予算を議題といたします。

各委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、これを許します。5番佐々木隆一君。

【5番（佐々木隆一君）登壇】

○5番（佐々木隆一君） 議案第65号平成28年度一般会計予算案の中で、マイナンバー、社会保障・税番号関連に反対の立場で討論します。

日本に住民票を持つ人全てに番号をつけ、国が個人情報管理するマイナンバーが本格的に始まりましたが、番号が通知されていない人が依然として多数残されるなど問題は山積したままなのに、安倍政権が多くの国民の不安や疑問などを置き去りにしてカードの普及や利用拡大を進めることは、国民のプライバシーを危険にさらすものでしかありません。

全国では、約300万人が番号の通知書を受けとれておらず、実務を担う市区町村は対処に忙殺されており、多くの住民は制度を熟知していないため混乱するケースも少なくありません。

けさの朝日新聞で、「マイナンバー甘い管理」と称して記事がありました。「企業や学校、紛失、流出相次ぐ。1月から本格運用が始まったマイナンバー制度で、個人番号が書かれた通知カードの紛失や番号の流出などのトラブルが相次いでいる。国はトラブルの全容を把握しておらず、番号変更の判断は自治体に委ねている。流出した番号が悪用されるおそれもあり、国の個人情報保護委員会などが厳重な管理を呼びかけている」というものであります。

最後に、プライバシー保護に詳しい白鷗大の石村教授の話ではありますが、従業員のマイナンバーを扱う民間企業には管理がおろそかなところも多く、漏れたりなくしたりするケースが出るのは当然だ、判明したのは氷山の一角だろうと厳しく論じております。

政府は、個人番号カードに組み込まれたICチップ機能を民間でも利用できるようにするとして、キャッシュカードやクレジットカードの機能までつけようとしています。危険性はまともに知らせず、こんなに便利と幻想を広げてカード普及をあおり、利用拡大を進める強引なやり方は極めて重大であります。

さまざまな情報が個人番号カードに集積されることには、国による個人情報の掌握強化、国民監視につながるなどの批判の声も上がっており、国民にメリットどころかプライバシー侵害などデメリットしかないマイナンバーは中止、凍結し、廃止へ向けた検討が

必要であります。

以上であります。

○議長（鈴木和夫君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、起立採決いたします。委員長報告のとおり、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（鈴木和夫君） 起立多数であります。よって議案第65号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第67、議案第66号平成28年度国民健康保険特別会計予算から日程第70、議案第69号平成28年度受託施設休日応急診療所運営特別会計予算までの4件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第66号から議案第69号までの4件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第71、議案第70号平成28年度情報センター特別会計予算を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第70号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第72、議案第71号平成28年度奨学資金特別会計予算を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第71号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第73、議案第72号平成28年度下水道事業特別会計予算から日程第75、議案第74号平成28年度簡易水道事業特別会計予算までの3件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第72号から議案第74号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第76、議案第75号平成28年度スキー場運営特別会計予算を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第75号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第77、議案第76号平成28年度小友財産区特別会計予算から日程第79、議案第78号平成28年度松ヶ崎財産区特別会計予算までの3件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第76号から議案第78号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第80、議案第79号平成28年度水道事業会計予算及び日程第81、議案第80号平成28年度ガス事業会計予算の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第79号及び議案第80号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第82、議案第81号一般会計補正予算（第15号）を議題といたします。

総務、産業経済、建設の各常任委員長の報告は、原案を可決すべきもの、教育民生常任委員長の報告は、意見を付して原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第81号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第83、議案第82号下水道事業特別会計補正予算（第6号）及び日程第84、議案第83号集落排水事業特別会計補正予算（第5号）の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第82号及び議案第83号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第85、陳情第1号軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって陳情第1号は、不採択とすることに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第86、陳情第2号全国一律最低賃金制度の実現を初め、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、趣旨採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって陳情第2号は、趣旨採択することに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第87、陳情第3号労働時間と解雇の規制強化を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、趣旨採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって陳情第3号は、趣旨採択することに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第88、陳情第4号平和安全保障関連法の廃止を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、これを許します。初めに、4番今野英元君の発言を許します。4番今野英元君。

【4番（今野英元君）登壇】

○4番（今野英元君） 陳情第4号の平和安全保障関連法の廃止を求める意見書提出についての陳情に賛成、採択すべしとの立場から討論しますが、この陳情、総務常任委員会では全会一致で不採択になったということを知りまして、私も非常にある意味ショックを受けています。多分、総務常任委員会の構成のメンバーの年齢というのは、私とそんなに変わらない年代だと思います。その人たちが何の疑問もなく、全会一致で不採択と

いうのは、これはどうしたものかと私は思います。そういう意味で賛成、採択すべしとの立場から討論をしたいと思います。

国家が犯す犯罪というのは2つあると言われていています。1つは冤罪であります。無実の人に罪をなすりつける、かぶせる冤罪が一つ、もう一つは戦争を行う、この2つであります。

この安保法制、戦争法と言うと自民党の方や公明党の方は非常に嫌がりますが、この戦争法の審議過程の中で、一強独裁を手にした安倍政治の数々の暴挙、暴言は、戦後70年余続いた戦後民主主義を真っ向から否定するものだと私は思います。安倍政治、安倍晋三氏は、この法案を通すのをやはり確信犯として行ったということです。

昨年、安保法制が立法議案として国会に浮上したときに、自民党の副総裁の麻生大臣が驚くべき暴言を吐きました。集団的自衛権行使容認を含むこの安保法制を成立させるためには、ナチス・ドイツに学ばないと。1933年にワイマール憲法下のドイツを一朝にしてナチスの独裁国家として世界に君臨させたアドルフ・ヒットラーの手法を学ばないと、こういうことであります。

この発言は非常に物議を醸し出しまして、メディアの批判の対象となりましたが、これこそが安倍政治の本音、本質であります。まさに地金が出たということでもあります。しかしその現実には衆参の両院で強行採決が行われ、麻生副総理の思惑どおりとなりました。まさに安倍政権が国民に向けた、これはクーデターなんです。ファシズム政治の台頭であります。

私たちは昔、ファシズムという言葉は近現代史の歴史の中では言葉としては聞いてきましたが、まさか戦後70年たったこの日本でこういう政治状況が起きるとは思っていませんでした。いかに戦後70年のこの日本の民主主義というものが、まだまだ甘かったということでもあります。そして、この安保法制の議論を通して、安倍首相、安倍晋三氏の政治家としての資質や人格、非論理性、非哲学性、非政治性、虚言、妄想、詭弁が明らかになっています。

昨年4月30日、安倍晋三総理はアメリカ議会でスピーチに立ってこう言ったんです。この安保法制は夏までには———ということは8月ころまで成立させると公約、公言しました。まさに安倍総理にとっては安保法制の国会審議というのは、最初からもう消化試合だったんです。

国会討論の中で、集団的自衛権の行使について、紛争国から避難するお年寄りや母子のパネル、イラストがありました。あれはまさに虚言であります。そして存立危機事態がどのような政治的状況なのか全く答えられませんでした。自衛隊員の安全、装備、訓練の問題はいまだに不明のままです。

また、政府、自民党は、集団的自衛権の行使容認に関しましてその根拠として、1972年の政府見解や最高裁の砂川判決を挙げています。この2つの文書、私も探して読みました。行使容認を読み取ることなどはとてもできない内容であります。そして何より驚いたのは、多くの憲法学者、法曹界、法曹界というのは法律の関係者です、政治学者がこの安保法制が憲法違反であると指摘したにもかかわらず、安倍首相、こう言ったんです。安全保障上の緊急性と国家的危機なのだから、憲法はそれに合わせて解釈すればよいということを行ったんです。すごいですね。この意味というのは、まさに憲法は政

治の道具にすぎないということを明言したんです。

また、この安保法制は、2012年の8月に作成されたリチャード・アーミテージとジョセフ・ナイ、このアメリカの2人が共同執筆したもので、第3次アーミテージリポートとして日本に提出されました。それを日本の政府が基本的教科書として、2015年4月に日米新ガイドラインとして取り上げたものであります。つまり日本政府はアメリカ側の政策を忠実に履行したことが明らかになっています。日本の政府のオリジナルな平和安全保障政策ではなかったということでもあります。下敷きは第3次のアーミテージリポートであります。

今、安倍首相は、多くの憲法学者の安保法制は憲法違反という声を逆手にとってこう言っているんです。7割の憲法学者が自衛隊に憲法違反の疑いを持っている状況をなくすべきだとして、2018年9月までの総理任期中の憲法改正を主張しています。不都合な状況、現状は追認したまま根幹のルールを変えるという本末転倒なことを言い出しています。安保法制の論議では憲法学者の批判に耳をかさなかったのに、都合のいい理屈だけを引いてくるという政治手法であります。

この安保法制の論議を通して、主憲主義とは何か、日本国憲法とは何か、憲法9条とは何か、自衛力とは何かという問題について、安倍総理を初めとするこの推進をしようとする議員が、いかに詭弁を弄したかということを知ることができます。政治的詭弁のメカニズム、詭弁という技術を学ぶ上でこれほど明らかな事例はありません。しかし、国民にとってこれほど不幸なことはないのであります。

以上のことから、平和安全保障関連法の即刻の廃止を求めるために、この陳情を採択すべきと思います。

以上で私の討論を終わります。

○議長（鈴木和夫君） 次に、25番佐藤勇君の発言を許します。25番佐藤勇君。

【25番（佐藤勇君）登壇】

○25番（佐藤勇君） 陳情第4号平和安全保障関連法の廃止を求める意見書提出についての陳情については、国家の存亡をかけた重大な事案と認識しておりますので、私は総務常任委員長の不採択の決定報告に対して賛成の立場で討論を行います。

政府の平和安全保障関連法整備の目的は、我が国や周辺諸国の抑止力を強化し、世界の平和と安定に貢献すること、日米同盟をより強固にし、戦争を未然に防ぎ、我が国の安全をより確実なものとする事、我が国を取り巻く現状の安全保障環境の変化は一刻の猶予もならないこと、よって国民の理解が深まるよう、政府、与党として説明責任を果たすことを第一義としていることでもあります。

新聞報道されたものでありますが、秋田県議会は昨年7月に、切れ目のない平和安全法制の整備は、我が国の平和と安全及び国際社会の平和と安全をより一層確保できるようになるとした早期成立を求める請願を全国に先駆けて採択しております。

平和安全法制は、戦争を起こさせない戦争防止法であります。憲法9条で許される専守防衛の範疇であり、憲法違反との批判は当たりません。

昨年9月19日、自民党、公明党、次世代の党、日本を元気にする会、新党改革の5党をもって、国会議員3分の2以上の賛成多数で国会ルール民主主義にのっとり成立に至ったものであります。衆議院で歴代6位の116時間、参議院でも100時間を超える審議時

間を要したのであります。しかも野党の質問時間にそれぞれ8時間以上、7割以上を割り当てるなど丁寧で真摯な議会運営をしてまいったものであります。

民主、共産、社民などの野党は、与党からの合意形成の呼びかけにも全く応じることなく、その姿勢も示さず、時間切れ、廃案を掲げ続けた主張は、真摯な国会対応とは言いがたいものであります。

図らずも、今回の平和安全法制の下地は民主党政権下でアメリカに提案したもので、当時の元防衛副大臣の長島議員が各種インタビューで答弁してきたことは周知のとおりであります。

大手新聞の一部も、バランスを欠いたゆがんだ情報を出しました。若い人たちをいたずらに不安に駆り立てたことや、若い人たちが何となくそうなるのではないかという感覚的なことなどで印象論で反対したのではと分析されております。

憲法学者も両方たくさんおります。国民がまだ理解していないことを武器に、戦争法案とか主権在民、民主主義を壊す暴挙などと悪宣伝をいたし、我が国をどう守るのかの声は聞こえてこないものであります。

オバマ大統領は、世界の警察官ではないと明言しました。よって一層アジア諸国ほか連携し、脅威に対しみんなで対応できるよう抑止力を高め、リスクを最小限に抑えようとするもので、何ら戦争や徴兵に結びつくものではありません。そのための平和安全法案なのであります。

オバマ大統領が宣言をしたその後、かの国はクリミア半島の併合、一方の大国はシーレーン、南シナ海でのやみくもな岩礁埋め立て、それはアメリカがあとは手を出せないところまで進捗して軍事基地化同然にしております。そして今なお、チベット、ウイグル、ブータン、モンゴルなどの周辺国領土侵略、弾劾虐殺等の暴挙が繰り返されております。

東シナ海でのガス田のプラットフォーム建設等含め、現在16カ所にも及ぶものであります。この油田開発には今回自民党が国際裁判所への提訴を政府に提出しております。サイバーテロは昨年だけで245億件、億です。領空領海侵犯への自衛隊機のスクランブルは943回、半数以上が大国のものであります。過去最高の冷戦時代、昭和59年の944回に次ぐ多さであります。

加えて、北の核弾頭ミサイル発射やI Sなど、日本を取り巻く世界の安全保障環境が急激に変化しているのであります。世界で軍隊を持たないのが13%、その中に日本も無防備であるわけであります。その危機感を肌で感じなければ、国会議員の本分である国民の命と財産は守れないのであります。これまで何とか平和安全が維持できたのも、日米安全保障条約やA S E A N諸国との連携によるものであります。その恩恵を理解もせず危機感すら持たず、憲法9条が守った、あるいは憲法9条があるからと夢のような考えは、国、国民を守る日本の国会議員として恥ずかしいと思わざるを得ません。むしろ野党の側から、国の安全はどうなのだ、政府に食ってかかるぐらいのことではわかりませんが、真逆なことをしております。大国の脅威に都合のいい質疑に終始し、政府の時宜を得た我が国の安全保障政策の足を引っ張っているものであります。

国民が選んだ国会議員3分の2以上の多数決で決定したものであり、何ら数の力でもなく、主権国家としての正道を行く、まさに立憲主義にのっとりた正規の議決議案であ

りました。平和安全法成立によって安全保障上の備えを強化するとともに、平和外交を推し進めることが期待されるのであります。

陳情者は、平和安全法制とは全く逆の事態を招くとしておりますが、このように考えること自体が真逆なことであります。まさに平和安全法制は国民の命と平和な暮らしを守り抜くために必要な法制と位置づけられるものであります。

昨年の9月現在で、世界44カ国からの賛成を得ております。反対なのは隣の大国、そしてミサイル発射の国、また近い国であり世界情勢に疎い1カ国のわずか3カ国であります。確かに国民への周知が100%浸透したとは言いがたい面もありますが、ただ戦争反対、戦争する国、若者が徴兵にとられるなどの国民に恐怖心をあおる宣伝は届きますが、今回の法案は殊さら難しく、国民が理解するには時間を要するかもしれません。しかし私たちは自分たちが選んだ国会議員を尊重し、政府を信頼し見守っていくべきと判断をしております。

この安全保障関連法整備は、国民一人一人が考えなければならない問題であります。私たち末端の自治体議員も他人事と思わず、みずから国際感覚を持って一層の議論を闘わせ勉強してまいろうではありませんか。満場の賛成をお願いし私の討論といたします。

○議長（鈴木和夫君） 次に、5番佐々木隆一君の発言を許します。5番佐々木隆一君。

【5番（佐々木隆一君）登壇】

○5番（佐々木隆一君） 陳情第4号平和安全保障関連法の廃止を求める意見書提出についての陳情は採択すべきとの討論を申し述べます。

平和憲法9条を破壊し、日本を海外で戦争する国につくり変える戦後最悪の違憲立法である戦争法が、安倍政権によって強行成立され、6カ月経過しましたが、しかし戦争法を廃止せよの声が全国で大きなうねりとなっております。秋田県内でも戦争法廃止、立憲主義の回復を求める秋田ネットが結成されるなど情勢は大きく動いているのであります。

3月14日には、戦争法の廃止を求め、市民と野党が協力して安倍政権を倒そうと、学者と学生たちが東京新宿駅前未来を選び取る新宿東口街頭宣伝を行いました。市民が野党共闘を後押ししていこうと訴えれば、参加した5野党の代表も、皆さんと一緒に選挙で新しい政治をつくろうと応えたのであります。

共産党の志位委員長はスピーチで、安倍政権のやっていることは危うい。野党はばらばらでなく一つにまとまれ。それが多くの国民の声だ。2月19日、国民の声に応えた5野党合意ができた。戦いはこれからだ。まず全国の32の参議院の1人区の全ての選挙区で野党共闘の体制をつくろう。これまでに熊本、宮城、長野、高知、徳島、沖縄で、また4月に行われます衆議院の北海道の補欠選挙で野党統一候補が実現した。残る27選挙区で野党統一候補を実現し、1人区ですべて自公勢力に勝とう。戦いの構図は安倍自公政権の言う自公対民共ではなく、自公対5野党プラス市民、国民である。日米のきずなが損なわれるのではなく、米国の戦争への参戦の危険がなくなる、これが真実だ。憲法の立憲主義、民主主義を貫く新しい政治、個人の尊厳を守り大切に政治を一緒につくろうと訴えたのであります。

違憲立法戦争法に反対する世論が大きく選挙に勝ち、安倍自公政権を倒そうということまで来ているのであります。

以上であります。

○議長（鈴木和夫君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告は不採択とすべきものとしていますが、本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。繰り返します。本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（鈴木和夫君） 起立少数であります。よって陳情第4号は、不採択とすることに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第89、継続審査中の平成27年陳情第16号憲法違反の安全保障関連法を廃止するよう関係機関への意見書提出を求める陳情を議題といたします。

この陳情につきましては、陳情第4号と同一趣旨であり、陳情第4号は先ほど不採択と決定されておりますので、一事不再議の原則により議決不要としたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。継続審査中の平成27年陳情第16号については、不採択とされたものとみなすことに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、継続審査中の平成27年陳情第16号は不採択とされたものとみなします。

○議長（鈴木和夫君） 日程第90、継続審査についてを議題といたします。

継続審査中の平成27年請願第3号T P P交渉に関する意見書提出についての請願及び継続審査中の平成27年陳情第13号必要な医療・介護が受けられ安心して暮らせる年金制度など社会保障の充実を国に求める意見書提出についての陳情の2件については、産業経済、教育民生両常任委員長より、なお審査の要ありとし、会議規則第111条の規定により継続審査の申し出がありました。

委員長の申し出のとおり、これを継続審査することに決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって継続審査中の平成27年請願第3号及び継続審査中の平成27年陳情第13号の2件は継続審査することに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第91、追加提出議員発案の説明並びに質疑を行います。

議員発案第1号由利本荘市議会議員政治倫理条例の一部改正についてを上程し、提案者の説明を求めます。25番佐藤勇君。

【25番（佐藤勇君）登壇】

○25番（佐藤勇君） それでは、私から議員発案第1号議会議員政治倫理条例の一部改

正について提案理由を説明させていただきます。

議会議員政治倫理条例は、議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めているものであり、政治倫理の確立を図り、もって市民に信頼される市政の発展に寄与することを目的にしているものであります。

このたびの議員発案は、政治倫理審査会の委員定数を9人から6人に変更するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上で提案説明を終わります。

○議長（鈴木和夫君） これにて、追加提出議員発案の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。議員発案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第1号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議員発案第1号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第1号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第92、議員発案第1号由利本荘市議会議員政治倫理条例の一部改正についてを議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第1号は、原案のとおり可決されました。

この際、議決結果に基づく案件追加を協議するための議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 2時38分 休 憩

午後 2時46分 再 開

○議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催し、先ほど議決されました議案第8号に係る追加提出議員発案第2号を日程に追加することといたしました。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よってお手元に配付しております議員発案第2号を日程に追加することに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第93、追加提出議員発案の説明並びに質疑を行います。

議員発案第2号由利本荘市議会委員会条例の一部改正についてを上程し、提案者の説明を求めます。25番佐藤勇君。

【25番（佐藤勇君）登壇】

- 25番（佐藤勇君） それでは、私のほうから議員発案第2号議会委員会条例の改正について提案理由を説明させていただきます。

議会委員会条例は、議会における委員会について、設置や任期及び運営方法等を定めているものであります。このたびの議員発案は、本日、議案第8号組織条例の一部を改正する条例案が可決されたことにより、常任委員会の所管を変更するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容であります。本年4月1日に設置される総合防災公園管理運営準備事務局を総務常任委員会の所管、また保育園民営化・地域資源を活用した遊び推進事務局を教育民生常任委員会の所管にそれぞれ追加しようとするものであります。

以上で提案説明を終わります。

- 議長（鈴木和夫君） これにて、追加提出議員発案の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。議員発案第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第2号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議員発案第2号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第2号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

-
- 議長（鈴木和夫君） 日程第94、議員発案第2号由利本荘市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第2号は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。今期市議会定例会において議決されました議案、陳情等において、その字句、条項、数字、その他文案等に整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

-
- 議長（鈴木和夫君） 以上をもって、今期市議会定例会の付議事件は全て終了いたしま

した。

去る2月17日開会以来、連日審査に当たられました議員各位に対し、心から敬意を表しますとともに、これに御協力をいただきました市当局並びに関係各位に対しまして、この席から深甚なる感謝を表する次第であります。

これをもちまして、平成28年第1回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 2時52分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長 鈴木 和 夫

議 員 高 橋 信 雄

議 員 佐 藤 徹